

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会委員会設置規程

(目的)

第1条 この規約は、定款第39条第2項に基づき、委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、定款第39条の規定に基づく理事会の諮問事項について、検討、研究を行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協会活動に有益と思われる事項については、自主的に検討、研究を行うことができるものとする。

(種類及び分掌事項)

第3条 委員会の種類及び分掌事項は、次による。

委員会名	委員定数	分掌事項
総務委員会	10名以内	財務、会計、庶務一般、配分管理、クレーム対応、他委員会に属さない協会運営の企画調整
企画広報委員会	10名以内	広報の企画立案運営、経営環境改善の企画立案運営、機関誌の企画編集
技術教育委員会	10名以内	講習・研修会の企画立案運営、感染症対策の企画立案運営、同定・各種調査研究の企画立案調整
インターネット委員会	10名以内	インターネットによる情報提供・収集、相談体制等の推進拡充、透明性の高い協会運営、IPMとSDGsの整合・発信

(委員)

第4条 委員会の委員は、役員及び会員をもって構成し、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。但し、再選は妨げない。

(構成)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、役員から、副委員長は、役員又は、会員の互選により選出する。
 - 3 委員長は、委員会の議長となり、委員会の総括者となる。

(小委員会)

- 第7条 委員会に、各所管事項に関する具体的な企画、実施方法等の考究並びに付託された事項を運営するため、小委員会を置くことができる。
- 2 前項の委員は、会長が役員及び会員の中から選任し委嘱する。
 - 3 委員長は、役員の中から会長が指名する。
 - 4 小委員会委員の任期は、2年とする。
 - 5 小委員会の委員長は、検討結果、実施状況について、その概要を委員会及び理事会に諮らなければならない。

(報告)

- 第8条 委員長は、所管事項の検討結果について、その概要を理事会に報告しなければならない。

(その他)

- 第9条 委員会及び小委員会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮り協議するものとする。

附 則 この規約は、平成4年3月9日から適用する。

附 則 この規約は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 この規約は、平成11年4月1日から適用する。

附 則 この規約は、平成14年4月12日から適用する。(第3条の改正)

附 則 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(第3条の改正)

2 この規定施行により、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会インターネット小委員会規程は廃止する。